

# ○村山市スポーツ施設条例

(昭和 55 年 3 月 19 日条例第 6 号)

**改正** 昭和 55 年 10 月 1 日条例第 16 号 昭和 58 年 3 月 23 日条例第 3 号  
昭和 59 年 9 月 21 日条例第 13 号 昭和 62 年 9 月 17 日条例第 17 号  
昭和 63 年 6 月 22 日条例第 16 号 平成元年 3 月 24 日条例第 7 号  
平成 4 年 6 月 22 日条例第 16 号 平成 5 年 12 月 21 日条例第 26 号  
平成 6 年 12 月 22 日条例第 22 号 平成 7 年 3 月 28 日条例第 7 号  
平成 7 年 9 月 27 日条例第 21 号 平成 9 年 3 月 28 日条例第 6 号  
平成 9 年 9 月 25 日条例第 14 号 平成 15 年 3 月 19 日条例第 5 号  
平成 17 年 3 月 24 日条例第 13 号 平成 18 年 3 月 23 日条例第 15 号  
平成 21 年 12 月 21 日条例第 19 号 平成 22 年 3 月 29 日条例第 5 号  
平成 26 年 3 月 26 日条例第 5 号 平成 30 年 3 月 22 日条例第 9 号  
平成 31 年 3 月 22 日条例第 5 号 令和元年 6 月 17 日条例第 4 号

(設置)

第 1 条 スポーツの普及振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため、村山市にスポーツ施設を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 スポーツ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
(1) 基点運動広場	村山市基点 1034 番地 13
(2) 基点テニスコート	村山市基点 1034 番地 12
(3) 金谷テニスコート	村山市大字櫛山 1331 番地
(4) 村山市民体育館	村山市基点 1034 番地
(5) 金谷グラウンド・ゴルフ場	村山市大字櫛山 1338 番地
(6) 金谷クラブハウス	村山市大字櫛山 3082 番地 1
(7) 村山市金谷運動広場	村山市大字櫛山 1340 番地 1
(8) 楯岡スポーツレクリエーション広場	村山市楯岡鶴ヶ町一丁目 1114 番地 1
(9) 村山武道館	村山市中央一丁目 3 番 6 号
(10) 村山居合振武館	村山市大字林崎 86 番地 1

(使用の許可)

第 3 条 スポーツ施設のうち、前条第 3 号から第 5 号まで及び第 9 号から第 12 号までの施設を使用しようとする者は、村山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(専用許可)

第4条 教育委員会は、適当と認めたときはスポーツ施設の全部又は一部の専用に許可することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第5条 教育委員会は、前条の規定によりスポーツ施設を専用させる場合において必要があると認めるときは、一般の使用を禁止し、又は制限することができる。

(使用の不許可等)

第6条 教育委員会は、スポーツ施設の使用の目的及び方法が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用又は専用に許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) スポーツ施設の設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

2 前項に規定する場合のほか、教育委員会は、スポーツ施設の管理上支障があるときは、許可しないことができる。

(使用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、スポーツ施設の利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の許可に付した条件に違反したとき。

(3) 教育委員会の管理上の指示に従わないとき。

2 前項の規定による処分によって利用者に損害を及ぼすことがあっても市はその責を負わない。

3 前2項の規定は、第4条の規定により許可を得てスポーツ施設を専用する者(以下「専用者」という。)について、これを準用する。

(使用料)

第8条 スポーツ施設の使用料は、別表のとおりとする。

2 使用料は、使用又は専用に許可したときに徴収する。

(使用料の減免)

第9条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付等)

第 10 条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付する。

(1) 使用者又は専用者の責によらない理由により使用又は専用することができなくなったとき。

(2) その他市長が特に還付することを適当と認めたとき。

(損害賠償)

第 11 条 使用者又は専用者が故意又は過失によりスポーツ施設の設備等を損傷し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第 12 条 スポーツ施設の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第 13 条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正にスポーツ施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 14 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第 3 条第 1 項の許可に関する業務

(2) 第 8 条第 2 項の徴収に関する業務

(3) スポーツ施設の維持管理に関する業務

(4) 前 3 号に掲げるもののほかスポーツ施設の管理に関し、市長が必要と認める業務

(利用料金)

第 15 条 第 12 条の規定により指定管理者がスポーツ施設の管理を行う場合にあっては、使用者及び専用者はその利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

4 指定管理者は、特別の事情があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

5 納付した利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責によらない理由で利用できなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年 10 月 1 日条例第 16 号)

この条例は、昭和 55 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 3 月 23 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、基点運動広場及び市民体育館に係る改正規定は、規則で定める日から施行する。(昭和 58 年 4 月規則第 7 号で、同 58 年 4 月 27 日から施行)

附 則(昭和 59 年 9 月 21 日条例第 13 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表の第 2 の表の改正規定は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。(昭和 59 年 10 月規則第 12 号で、同 59 年 10 月 15 日から施行)

附 則(昭和 62 年 9 月 17 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 63 年 6 月 22 日条例第 16 号)

この条例は、昭和 63 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 24 日条例第 7 号)

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 6 月 22 日条例第 16 号)

この条例は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 12 月 21 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 12 月 22 日条例第 22 号)

この条例は、平成 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年 3 月 28 日条例第 7 号)

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年 9 月 27 日条例第 21 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

(村山市運動広場条例の廃止)

2 村山市運動広場条例(昭和 62 年村山市条例第 7 号)は、廃止する。

(廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の村山市運動広場条例第 4 条第 1 項の規定に基づき承認を受けている使用については、第 3 条第 1 項の規定により許可した使用とみなす。

附 則(平成 9 年 3 月 28 日条例第 6 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成 9 年 9 月 25 日条例第 14 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 10 月 10 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の村山市体育施設条例の規定中基点テニスコートに関する部分は、平成 10 年 4 月 1 日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

附 則(平成 15 年 3 月 19 日条例第 5 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 24 日条例第 13 号)

この条例は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 23 日条例第 15 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 体育施設の管理を法人その他の団体であって、市長が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成 21 年 12 月 21 日条例第 19 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 29 日条例第 5 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 26 日条例第 5 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 22 日条例第 9 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 22 日条例第 5 号)

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 17 日条例第 4 号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。

別表(第8条関係)

第1 市民体育館使用料

1 主競技場使用料

(1) 専用使用(ステージを含む。)

区分			使用料(1時間につき)	
			午前9時から午後9時30分まで	
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	専用者が児童、生徒等である場合		850円
		専用者が児童、生徒等以外の者である場合		1,700円
	入場料を徴収する場合	専用者が児童、生徒等である場合		1,700円
		専用者が児童、生徒等以外の者である場合		3,400円
アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合	平日の場合		5,100円
		土曜日等の場合		8,500円
	入場料を徴収する場合	営利を目的としない場合	平日の場合	11,900円
			土曜日等の場合	17,050円
		営利を目的とする場合	平日の場合	23,900円
			土曜日等の場合	34,150円
		午後5時以降	35,850円	
		午後5時以降	51,200円	

2 附属設備使用料

区分	単位	使用料	
		アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合
放送設備	1日につき	740円	1,490円
シャワー	1人1回につき	100円	210円

フロアシート	1本1日につき		210円
研修室、トレーニングルーム	1時間につき	110円	210円
幼児高齢者体育室	1時間につき	110円	210円

### 3 電気及び冷暖房使用料

区分		単位	アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合
電気	主競技場の全灯使用	1時間につき	1,460円	2,930円
	主競技場の2分の1灯使用	1時間につき	730円	1,460円
	電気器具の持込み使用	1灯1時間につき	160円	320円
冷暖房	研修室、幼児高齢者体育室、トレーニングルーム	1時間につき	310円	530円
	アリーナ	1時間につき	870円	1,310円
	オイルヒーター(移動式)	1台1時間	200円	420円

#### 備考

- この表において「土曜日等の場合」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する日をいう。
- この表において「児童、生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- この表において「入場料を徴収する場合」とは、専用者がいずれの名目であるかを問わず、入場者からその入場の対価を徴収する場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 主競技場の半分を専用して使用する場合の使用料は、所定の使用料の2分の1に相当する額とする。
- 市外に住所を有する者が使用する場合の使用料は、所定の使用料に100分の130を乗じて得た額とする。
- 使用料を算出する場合において使用する時間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げるものとする。

### 第2 基点テニスコート及び金谷テニスコート使用料

区分	専用使用 (1面あたり1時間につき)		夜間照明使用料 [1面あたり1時間につき]
	市内	市外	
小・中学校児童生徒	250円	330円	620円
一般	510円	670円	

### 第3 基点運動広場、金谷グラウンド・ゴルフ場及び金谷クラブハウス使用料

#### (1) 専用使用

区分	使用料(2時間につき)	
	市内	市外
小・中学校児童生徒	310円	420円
一般	630円	830円
アマチュアスポーツ以外	1,910円	2,480円

#### (2) 普通使用

普通使用料	無料
-------	----

### 第4 村山市金谷運動広場及び楯岡スポーツレクリエーション広場使用料

広場使用料	夜間照明使用料(1時間につき)	
無料	アマチュアスポーツ	アマチュアスポーツ以外
	2,080円	4,180円

### 第5 村山武道館使用料

区分	専用使用 (1時間につき)		暖房料 (1時間につき)
	市内	市外	
柔道場	小・中学校児童生徒	100円	1,530円
	一般	200円	
	アマチュアスポーツ以外	620円	
剣道場	小・中学校児童生徒	100円	
	一般	200円	
	アマチュアスポーツ以外	620円	
弓道場	小・中学校児童生徒	100円	
	一般	200円	
	アマチュアスポーツ以外	620円	

### 第6 村山居合振武館使用料

#### (1) 専用使用

区分	使用料(1時間につき)	
	市内	市外
道場	小・中学校児童生徒	100円
	一般	200円
	アマチュアスポーツ以外	620円

研修室	小・中学校児童生徒	250 円	330 円
	一般	510 円	670 円
	アマチュアスポーツ以外	1,560 円	2,030 円

(2) 宿泊使用

区分		使用料(1泊につき)	
		市内	市外
宿泊	小・中学校児童生徒	1,030 円	1,350 円
	一般	2,080 円	2,710 円
	アマチュアスポーツ以外	6,280 円	8,160 円

備考 この表において宿泊は、研修室、風呂及び台所の使用とする。

# ○村山市スポーツ施設条例施行規則

(昭和 55 年 4 月 25 日教育委員会規則第 3 号)

改正	昭和 58 年 4 月 1 日教委規則第 3 号	昭和 59 年 11 月 8 日教委規則第 3 号
	昭和 62 年 9 月 21 日教委規則第 16 号	昭和 63 年 4 月 21 日教委規則第 3 号
	平成元年 1 月 9 日教委規則第 1 号	平成 4 年 7 月 22 日教委規則第 2 号
	平成 5 年 12 月 22 日教委規則第 5 号	平成 6 年 12 月 22 日教委規則第 5 号
	平成 7 年 3 月 28 日教委規則第 1 号	平成 7 年 9 月 27 日教委規則第 4 号
	平成 9 年 9 月 29 日教委規則第 5 号	平成 11 年 3 月 12 日教委規則第 3 号
	平成 15 年 3 月 20 日教委規則第 3 号	平成 15 年 4 月 23 日教委規則第 4 号
	平成 17 年 3 月 25 日教育委員会規則第 4 号	平成 19 年 3 月 26 日教委規則第 5 号
	平成 22 年 3 月 25 日教委規則第 2 号	平成 30 年 3 月 20 日教委規則第 2 号
	平成 31 年 2 月 25 日教委規則第 10 号	

(趣旨)

第 1 条 この規則は、村山市スポーツ施設条例(昭和 55 年村山市条例第 6 号。以下「条例」という。)第 13 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職及び職務)

第 2 条 体育館に館長を置く。

2 館長は、上司の命を受けて体育館の事務を掌理する。

(使用期間及び使用時間)

第 3 条 スポーツ施設の使用期間及び使用時間は、別表のとおりとする。

2 教育委員会は特別の理由により前項の規定により難いと認めたときは、使用期間及び使用時間を変更することができる。

(体育館の休館日等)

第 4 条 体育館の休館日は、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日とする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更し又は臨時に休館日を定めることができる。

(禁止行為)

第 5 条 スポーツ施設内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 運動精神に反する行為

(2) 他人に危害を及ぼし、又は公衆に迷惑となる行為

(3) 指定場所以外に駐停車する行為

(4) その他教育委員会の指示に反する行為

(使用の拒否)

第6条 教育委員会は、次の各号の一に該当する者に対しては、スポーツ施設の使用を拒否することができる。

(1) 適当な指導者又は付添人のない満6歳未満の者

(2) 感染性の疾患があると認められる者

(3) 前条各号の行為のおそれのある者

(使用券)

第7条 条例第3条第1項の規定により体育館の使用許可を受けようとする者は、あらかじめ村山市民体育館普通使用券(別記様式第1号)の交付を受けなければならない。

(専用許可等)

第8条 条例第4条第1項の規定により、体育館の専用許可を受けようとする者は村山市民体育館専用許可申請書(別記様式第2号)を、体育館以外のスポーツ施設の専用許可を受けようとする者は村山市スポーツ施設専用許可申請書(別記様式第3号)をあらかじめ教育委員会に提出し、専用許可書(別記様式第4号及び別記様式第5号)の交付を受けなければならない。

2 教育委員会は条例第5条の規定により一般の使用を禁止し、又は制限するときは、適宜その旨の表示を行うものとする。

(専用者の責務)

第9条 スポーツ施設を専用する者(以下「専用者」という。)は、その専用に係るスポーツ施設の設備等を管理し、一般入場観覧者の整理等の責を負わなければならない。

2 専用者は、スポーツ施設の専用を終了したとき、専用を停止されたとき、又は専用許可を取り消されたときは、直ちにスポーツ施設を清掃し、必要な設備を施した場合は、原状に復し、教育委員会の点検を受けなければならない。

(使用料の減免)

第10条 条例第9条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、村山市スポーツ施設使用料減免申請書(別記様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

(読替)

第 11 条 条例第 12 条の規定により指定管理者がスポーツ施設の管理を行う場合においては、第 3 条から第 6 条までの規定、第 8 条及び第 9 条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第 10 条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、様式第 2 号中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、様式第 3 号中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、様式第 4 号及び様式第 5 号中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第 12 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 58 年 4 月 1 日教委規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、基点運動広場及び市民体育館に係る改正規定は、昭和 58 年 4 月 28 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 11 月 8 日教委規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 62 年 9 月 21 日教委規則第 16 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 63 年 4 月 21 日教委規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年 1 月 9 日教委規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 4 年 7 月 22 日教委規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 5 年 12 月 22 日教委規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 12 月 22 日教委規則第 5 号)

この規則は、平成 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年 3 月 28 日教委規則第 1 号)

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年 9 月 27 日教委規則第 4 号)

この規則は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 9 月 29 日教委規則第 5 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 9 年 10 月 10 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の村山市体育施設条例施行規則の規定中碁点テニスコートに関する部分は、平成 10 年 4 月 1 日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

附 則(平成 11 年 3 月 12 日教委規則第 3 号)

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 20 日教委規則第 3 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 4 月 23 日教委規則第 4 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 23 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 25 日教育委員会規則第 4 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 26 日教委規則第 5 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 25 日教委規則第 2 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 20 日教委規則第 2 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 2 月 25 日教委規則第 10 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表

施設名	使用期間	使用時間
村山市民体育館	1 月 4 日から 12 月 28 日まで	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
碁点運動広場	4 月から 11 月まで	午前 5 時から午後 6 時まで
碁点テニスコート	4 月から 11 月まで	午前 5 時から午後 9 時 30 分まで
金谷テニスコート	4 月から 11 月まで	午前 5 時から午後 9 時 30 分まで
金谷グラウンド・ ゴルフ場	4 月から 11 月まで	午前 5 時から午後 6 時まで
金谷クラブハウス	4 月から 11 月まで	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
村山市金谷運動広 場	4 月から 11 月まで	午前 5 時から午後 9 時 30 分まで
楯岡スポーツレク リエーション広場	4 月から 11 月まで	午前 5 時から午後 9 時 30 分まで
村山武道館	1 月 5 日から 12 月 27 日まで	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
村山居合振武館	1 月 5 日から 12 月 27 日まで	道場及び研修室利用は、午前 9 時から午後 9 時 30 分まで、宿泊の場合は、午前 9 時から翌日の午前 9 時まで

備考 専用の場合も同様とする。

村山市民体育館普通使用券

[別紙参照]

様式第 2 号

村山市民体育館専用許可申請書

[別紙参照]

様式第 3 号

村山市体育施設専用許可申請書

[別紙参照]

様式第 4 号(市民体育館用)

専用許可書

[別紙参照]

様式第 5 号(市民体育館以外の体育施設用)

専用許可書

[別紙参照]

様式第 6 号

村山市体育施設使用料減免申請書

[別紙参照]

# ○村山市個人情報保護条例

(平成 17 年 3 月 24 日条例第 3 号)

**改正** 平成 17 年 12 月 16 日条例第 33 号 平成 19 年 3 月 23 日条例第 3 号  
平成 21 年 3 月 26 日条例第 3 号 平成 27 年 9 月 18 日条例第 23 号  
平成 28 年 3 月 18 日条例第 7 号 平成 29 年 6 月 13 日条例第 9 号  
平成 30 年 3 月 22 日条例第 2 号 令和元年 12 月 13 日条例第 21 号

## 目次

第 1 章 総則(第 1 条―第 4 条)

第 2 章 実施機関における個人情報の取扱い

第 1 節 個人情報の取扱い(第 5 条―第 10 条)

第 2 節 個人情報ファイル(第 11 条)

第 3 章 開示、訂正及び利用停止等

第 1 節 開示(第 12 条―第 18 条)

第 2 節 訂正(第 19 条―第 21 条)

第 3 節 利用停止(第 22 条―第 24 条)

第 4 節 救済措置等(第 25 条・第 26 条)

第 4 章 事業者等における個人情報の取扱い(第 27 条・第 28 条)

第 5 章 雑則(第 29 条―第 33 条)

第 6 章 罰則(第 34 条―第 38 条)

附則

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護するとともに、より公正で信頼される市政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。  
ただし、法人その他の団体及び事業を営む個人に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員並びに当該事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。  
イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁式方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。以下同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（ロに規定する個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）  
ロ 個人識別符号が含まれるもの
- (2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第 2 条第 3 項に規定する個人識別符号をいう。
- (3) 要配慮個人情報 行政機関個人情報保護法第 2 条第 4 項に規定する要配慮個人情報
- (4) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び上下水道事業管理者
- (5) 実施機関の職員 実施機関及びその委員等並びに実施機関の附属機関の構成員及び事務部局（教育委員会にあつては、学校その他の教育機関を含む。）の職員（副市長を含む。）
- (6) 本人 個人情報によつて識別され、又は識別され得る特定の個人をいう。
- (7) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (8) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（村山市情報公開条例（昭和 58 年村山市条例第 15 号）第 5 条第 1 項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

- (9) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (10) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。
- (11) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (12) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書図面の内容を記録するための処理を除く。
- (13) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって次に掲げるものをいう。
- イ 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算処理し検索することができるように体系的に構成したもの
  - ロ イに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己に関する個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

第1節 個人情報の取扱い

(収集の制限)

第5条 実施機関は、個人情報収集するときは、個人情報を取扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
- (3) 当該個人情報本人、出版又は報道等により公にされているとき。
- (4) 本人の生命、身体、健康、財産又は生活の安全に対する急迫の危険を避けるためやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から直接収集することが困難なとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談、交渉等の事務を行う場合において、本人から収集したのでは当該事務の目的の達成が損なわれ、又は当該事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。
- (7) 他の実施機関から収集する場合であって、当該個人情報を収集することに相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
- (8) 国、他の地方公共団体その他の公共的団体から収集する場合であって、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ず、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、村山市情報公開条例第16条に規定する村山市情報公開・個人情報保護制度運営審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で、個人情報を取扱う事務の目的を達成するために公益上必要であると実施機関が認めるとき。

3 法令等の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為(以下この項において「申請行為」という。)により、当該申請行為を行おうとする者又は当該申請行為を行おうとする者以外のものに係る個人情報が収集されたときは、当該収集された個人情報は、前項の規定により収集されたものとみなす。

4 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めのあるとき。
- (3) 実施機関が、審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため公益上必要であると認めるとき。

(利用及び提供の制限)

第6条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人へ提供するとき。
- (2) 実施機関が法令等の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- (3) 国、他の地方公共団体又は他の実施機関に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受けるものが、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る保有個人情報を利用し、かつ、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- (4) 当該保有個人情報が本人、出版又は報道等により公にされているとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を利用し、又は提供することについて審議会の意見を聴いた上で相当の理由があると実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により当該実施機関以外のものに対して保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該保有個人情報の利用目的若しくは利用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第6条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(特定個人情報の提供の制限)

第6条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(電子計算機の結合による提供の制限)

第7条 実施機関は、保有個人情報の電子計算機処理に関して、法令等に定めがある場合及び総合行政ネットワークを利用する場合等公益上の必要があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられている場合を除き、電子計算機(入出力装置を含む。)と実施機関以外のものの入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(実施機関が保有する保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得るものに限る。)を使用して、保有個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。

(適正管理)

第8条 実施機関は、保有個人情報の適正な管理を行うため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

(1) 事務の目的の達成に必要な範囲内において、保有個人情報を正確かつ最新のものに保つこと。

(2) 保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事故を未然に防止すること。

2 実施機関は、保有個人情報の保有の必要がなくなったときは、当該保有個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的若しくは文化的価値があるもの又は学術研究用の資料として特別に保有するものについては、この限りでない。

(委託又は協定に伴う措置等)

第9条 実施機関は、個人情報を取扱う事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託する場合及び村山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第33号）第7条の規定により指定管理者と協定を締結する場合は、当該委託に係る契約又は当該協定の締結において、個人情報の保護のために、委託を受けた者又は指定管理者の指定を受けた者（以下「受託者等」という。）が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

2 前項の受託者等は、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（従事者の義務）

第10条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは実施機関の職員であった者又は前条の受託者等の事務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

## 第2節 個人情報ファイル

（個人情報ファイルの登録及び閲覧）

第11条 実施機関は、保有個人情報のうち個人情報ファイルについて、次に掲げる事項を記載した個人情報ファイル登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

- （1）個人情報ファイルの名称
- （2）個人情報ファイルの利用目的
- （3）個人情報ファイルを所管する組織の名称
- （4）個人情報ファイルに記録される個人の範囲
- （5）個人情報ファイルに記録される項目
- （6）個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法
- （7）前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、個人情報ファイルを新たに保有しようとするときは、あらかじめ、個人情報ファイル登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報ファイルを廃止したときは、速やかに登録を抹消しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 市の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職及び特別職の職員をいう。以下同じ。)又は職員であった者に関する個人情報ファイルで、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

(2) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

(3) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

(4) 学術研究の用に供するため作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

### 第3章 開示、訂正及び利用停止等

#### 第1節 開示

(開示請求権)

第12条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(以下「法定代理人」という。)は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、保有特定個人情報については、法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「法定代理人等」という。)が本人に代わって開示請求することができる。

3 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

(1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

4 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人(保有特定個人情報にあつては、法定代理人

等)であることを証明するために必要な書類として実施機関で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第13条 実施機関は、前条の規定に基づく開示請求があった場合は、当該開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれているときを除き、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求をした者(以下「開示請求者」という。前条第2項の規定により法定代理人(保有特定個人情報にあつては、法定代理人等)が本人に代わって開示請求する場合にあつては、当該本人をいう。次号において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認める情報

ハ 当該個人が地方公務員法第2条に規定する地方公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該地方公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

- (4) 犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることについて相当の理由がある情報
- (5) 実施機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの
- (6) 実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(部分開示)

第 14 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第 15 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第 16 条 実施機関は、請求者から第 12 条の規定に基づく開示請求があったときは、当該開示請求があった日から起算して 14 日以内に開示又は開示をしない旨の決定をし、当該請求者に対してその旨及び必要な事項を通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場

合において、実施機関は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 3 開示請求に係る保有個人情報に開示請求者以外のもの(国及び地方公共団体を除く。以下「第三者」という。)に関する情報が含まれている場合は、実施機関は、第1項の決定をするに際し、当該第三者の意見を聴くことができる。

(開示の実施)

第17条 実施機関は、前条第1項の規定により保有個人情報の開示を決定したときは、次の各号に掲げる保有個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により、開示を実施するものとする。

(1) 文書、図面又は写真に記録されている保有個人情報 閲覧又は写しの交付

(2) 前号に掲げるもの以外の記録媒体に記録されている保有個人情報 実施機関が定める方法

- 2 実施機関は、前項に規定する閲覧による保有個人情報の開示の場合において、開示請求に係る保有個人情報が記録されたものを直接開示することにより当該保有個人情報が記録されたものの保存に支障が生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該保有個人情報が記録されたものの写しによりこれを行うことができる。

- 3 第12条第4項の規定は、第1項の規定により保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

(開示請求及び開示の方法の特例)

第18条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については、第12条第3項及び前条の規定にかかわらず、本人が直接開示請求をしようとするときに限り、口頭により開示請求を行うことができる。

- 2 実施機関は、前項の開示請求があったときは、前2条の規定にかかわらず、実施機関が別に定める方法により、当該開示請求に係る保有個人情報を直ちに開示するものとする。

## 第2節 訂正

(訂正請求権)

第19条 何人も、開示を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含

む。以下同じ。)を請求(以下「訂正請求」という。)することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手続きが定められているときは、この限りではない。

2 前項の訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める内容及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

4 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

5 第12条第2項及び第4項の規定は、訂正請求について準用する。

(保有個人情報の訂正義務)

第20条 実施機関は、訂正請求があった場合は、当該訂正請求に係る保有個人情報について実施機関に訂正する権限がないときその他当該保有個人情報を訂正しないことについて正当な理由があるときを除き、当該保有個人情報を訂正しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により当該訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしたときは、その旨を前条第2項に規定する者(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対して通知しなければならない。

(開示請求に関する規定の準用)

第21条 第16条第1項及び第2項の規定は、訂正請求があった場合について準用する。

### 第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第 22 条 何人も、開示を受けた自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令等の規定により特別の手続きが定められているときは、この限りではない。

(1) 第 5 条の規定に違反して収集されたとき又は第 6 条第 1 項に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第 6 条第 1 項に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 前項の利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

(1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 利用停止請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 利用停止請求を求める趣旨及び理由

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内に行わなければならない。

4 第 12 条第 2 項及び第 4 項の規定は、利用停止請求について準用する。

(保有個人情報の利用停止義務)

第 23 条 実施機関は、利用停止請求があった場合は、当該利用停止請求に係る保有個人情報について実施機関に利用停止する権限がないときその他当該保有個人情報を利用停止しないことについて正当な理由があるときを除き、当該保有個人情報を利用停止しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしたときは、その旨を前条第 2 項に規定する者に対して通知しなければならない。

(開示請求に関する規定の準用)

第 24 条 第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定は、利用停止請求があった場合について準用する。

#### 第 4 節 救済措置等

(審査請求)

第 25 条 実施機関は、開示決定等について、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の規定に基づく審査請求があった場合は、次に掲げる場合を除き、村山市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 審査請求の内容の全部を認容する旨の裁決をしようとする場合

2 審査会は、前項の規定による諮問のあった日又は意見を求められた日から起算して 60 日以内に答申又は意見を報告するよう努めなければならない。

3 実施機関は、第 1 項に規定する諮問に対する答申を受けたときは、速やかに当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(是正の申出)

第 26 条 何人も、自己情報の取扱いが第 5 条から第 8 条まで及び第 9 条第 1 項の規定に違反していると認めるときは、実施機関に対して、その取扱いの是正の申出(以下「是正の申出」という。)をすることができる。

2 是正の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 是正の申出をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 是正の申出をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 是正を求める内容及び理由
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第 12 条第 2 項及び第 4 項の規定は、是正の申出について準用する。

4 実施機関は、是正の申出があった場合は、遅滞なく必要な調査を行い、その結果を当該是正の申出をした者に対して通知するものとする。

5 前項の規定による通知を受けた者は、当該通知の内容に不服があるときは、実施機関に対し、再審査の申出をすることができる。

6 第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の再審査の申出について準用する。

#### 第 4 章 事業者等における個人情報の取扱い

(事業者の責務)

第 27 条 事業者は、その事業活動を行う際において、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いについては個人の権利利益を害することのないよう、その

適正な取扱いに努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(出資法人の責務)

第 28 条 市が出資している法人のうち実施機関が定めるものは、この条例の規定に基づき実施機関が講ずる措置に準じて、個人情報の保護のための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第 5 章 雑則

(苦情の処理)

第 29 条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(費用の負担)

第 30 条 この条例の規定による保有個人情報の開示、訂正又は利用停止に要する手数料は、無料とする。

2 この条例の規定による保有個人情報の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(他の制度等との調整)

第 31 条 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 2 条第 6 項に規定する基幹統計調査及び同条第 7 項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第 52 条第 1 項に規定する個人情報

(2) 統計法第 24 条第 1 項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

(3) 実施機関の管理に属する図書館、資料館その他これらに類する施設において、一般の利用に供することを目的として管理する図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報

2 法令等(村山市情報公開条例を除く。)に自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の定めがあるときは、この条例の規定は適用せず、当該法令等の定めるところによる。ただし、保有特定個人情報の開示にあつては、この限りでない。

3 法令等の定めるところにより実施機関から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報について当該法令等に訂正又は利用停止の手続の定めがない場合における第19条第1項又は第22条第1項の規定の適用については、当該保有個人情報は、開示請求に基づき開示を受けた保有個人情報とみなす。

(運用状況の公表)

第32条 市長は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の施行の運用状況を取りまとめ、これを一般に公表しなければならない。

(委任)

第33条 この条例に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

## 第6章 罰則

(罰則)

第34条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第9条の受託者等の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第13号イに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第37条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図面又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第38条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(村山市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

- 2 村山市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例(平成 7 年村山市条例第 24 号)は、廃止する。

(個人情報ファイルの登録に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現に実施機関が保有している個人情報ファイルについては、第 11 条第 2 項中「個人情報ファイルを新たに保有しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「速やかに」とする。

(個人情報の収集、利用及び提供に関する経過措置)

- 4 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の収集、利用及び提供については、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(村山市情報公開条例の一部改正)

- 5 村山市情報公開条例(昭和 58 年村山市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(村山市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 改正前の村山市情報公開条例第 14 条の規定により行われている村山市情報公開審査会の審査については、改正後の村山市情報公開条例の相当規定により行われているものとみなす。

- 7 改正前の村山市情報公開条例第 15 条第 1 項の規定により委嘱されている村山市情報公開審査会の委員については、改正後の村山市情報公開条例の相当規定により置く審査会及び審議会の委員に委嘱されたものとみなす。

(村山市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正)

- 8 村山市特別職に属する者の給与等に関する条例(昭和 32 年村山市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成 17 年 12 月 16 日条例第 33 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(村山市個人情報保護条例の一部改正)

- 2 村山市個人情報保護条例(平成 17 年村山市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成 19 年 3 月 23 日条例第 3 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の改正規定は、平成 18 年 11 月 24 日から適用する。

附 則(平成 21 年 3 月 26 日条例第 3 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 18 日条例第 23 号)

この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、番号法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 18 日条例第 7 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 6 月 13 日条例第 9 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 22 日条例第 2 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 12 月 13 日条例第 21 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 村山市スポーツ施設使用料の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村山市スポーツ施設条例（以下、「条例」という）第9条に規定する使用料の減免について、その基準及びその他必要な事項を定めるものとする。

(承認の基準)

第2条 村山市教育委員会（以下、「教育委員会」という）は、条例施行規則第10条に規定する使用料減免申請書の提出を受けたときは、次に定める基準に基づいてその事業内容を審査し、承認の適否を決定する。

- (1) 市及び教育委員会が主催する事業
- (2) 市及び教育委員会が負担金、補助金及び交付金を支出して行われるスポーツに関する事業
- (3) 市及び教育委員会が共催するスポーツに関する各種大会、研修会及び講習会
- (4) 市及び教育委員会が後援するスポーツに関する各種大会、研修会及び講習会
- (5) その他教育委員会が適当と認める事業

2 前項の基準のうち、第1号から第2号までの使用料は全額免除、第3号の使用料は実費を除き全額免除及び第4号の使用料は実費を除き2分の1を免除する。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合については、減免を承認しない。

- (1) 法令又は公序良俗に反するもの
- (2) 政治的又は宗教的活動と受け取られるもの
- (3) 思想、信条的中立性を損なうもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 専ら営利を目的とするもの
- (5) 暴力団、暴力団員等の利益につながるもの

(通知)

第3条 教育委員会は、前条の規定により決定した審査の適否を、申請者に通知するものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、使用料の減免に関し必要な事項は教育長が別に定める。

# 令和元年度備品の出納及び保管状況報告書

令和2年6月30日

村山市会計管理者 様

課(等)名 東京リビック・パ・リビック交流課  
 出納員 課長  
 課等又は施設名 村山市民体育館  
 分任出納員

村山市財務規則第111条の規定により、次のとおり報告いたします。

分類区分	前年度末 備品数	増				減			当年度末 備品数	保管状況等
		購入	寄付	保管換	計	廃棄	保管換	計		
1 机類	85	4			4			0	89	
2 椅子類	341	21			21			0	362	
3 棚・箱類	34				0			0	34	
4 黒板類	11				0			0	11	
5 厨房具類	6				0			0	6	
6 冷暖房具類	8				0			0	8	
7 室内用具及び 家具類	220				0			0	220	
8 事務用器具類	3				0			0	3	
9 公印類	2				0			0	2	
10 車輛類	1				0			0	1	
11 機械器具類及 び計量器具類	42				0			0	42	
12 体育娯楽用品 類	267				0	14		14	253	
13 図書類	0				0			0	0	
14 その他雑品類	0				0			0	0	
合 計	1,020	25	0	0	25	14	0	14	1,031	





